

平成 2 4 年度 第 3 回
札幌市環境影響評価審議会

議 事 録

日 時 : 平成 2 4 年 7 月 2 日 (月) 1 0 時開会
場 所 : 札幌市役所本庁舎 1 2 階 4 号・5 号会議室

札幌市環境局

1 出席者

(1) 第七次札幌市環境影響評価審議会委員

村尾 直人	北海道大学大学院工学研究院	准教授
佐藤 哲身	北海学園大学工学部建築学科	教授
佐藤 久	北海道大学大学院工学研究院	准教授
山本 裕子	北海学園大工学部社会環境工学科	准教授
五十嵐 敏文	北海道大学大学院工学研究院	教授
赤松 里香	特定非営利活動法人EnVision環境保全事務所	理事長
宮木 雅美	酪農学園大学 農食環境学群	教授
森本 淳子	北海道大学大学院農学研究院	准教授
吉田 恵介	札幌市立大学 デザイン学部	教授
遠井 朗子	酪農学園大学 農食環境学群	教授
島田 明英	自然ウォッチングセンター代表	
竹中 万紀子	東海大学大学院理工学研究科	講師

計 12名

(2) 事務局

札幌市環境管理担当部長	木田 潔
札幌市環境共生推進担当課長	大江 節雄
札幌市環境影響評価担当係長	宮下 幸光

2 報道機関

北海道通信社
北海道建設新聞

１．開　　会

○事務局（大江環境共生推進担当課長）　皆さん、おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまから、平成２４年度第３回札幌市環境影響評価審議会を開催いたします。

出欠の確認ですけれども、本日は、東條委員、早矢仕委員、半澤委員、西川委員の４名からご欠席というご連絡をいただいております。

山本委員はまだ見えられていないのですけれども、現在の出席人数は１１名ということで、札幌市環境影響評価審議会規則第４条第３項に基づき、この会議が成立していることを報告いたします。

私は、本日の司会をさせていただきます環境共生推進担当課長の大江でございます。よろしくお願いいたします。

２．開会あいさつ

○事務局（大江環境共生推進担当課長）　最初に、開会に当たりまして、環境管理担当部長の木田より、一言、ごあいさつを申し上げます。

○木田環境管理担当部長　皆様、おはようございます。

環境管理担当部長の木田でございます。

本日は、平成２４年度第３回目の環境影響評価審議会となっております。５月の開催から１カ月余りの短期間の開催となりました。皆様には、ご多忙中のところをご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、二つの議題をご審議いただきたいと考えております。

一つ目は、厚別山本公園造成事業評価書の報告でございます。

この事業につきましては、平成２０年１０月に報告書、そして、２３年１０月に準備書が公表されておりまして、２４年２月に審議、そして答申をいただきまして、３月に市長意見として提出させていただいたところでございます。先月の１４日から１カ月間の予定で評価書の縦覧が開始されております。

本日は、事業者でございます札幌市みどりの推進部から審議会にも報告したいという申し出がございましたことから、議題として取り上げさせていただいたものでございます。

二つ目は、昨年１１月に諮問以降４回目の審議となりますが、札幌市環境影響評価条例の改正のあり方についてでございます。今回は、事後調査にかかわる改正などのご審議をいただく予定でございますので、皆様の専門的な見地からの忌憚のないご意見をいただきたいと考えているところでございます。

以上、簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。

◎資料の確認等

○事務局（大江環境共生推進担当課長）　最初に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

ます。

まず、次第と座席表、厚別山本公園造成事業の評価書関係ということで、評価書の本書と要約書をご持参いただいておりますでしょうか。それから、札幌市環境影響評価条例改正関係ということで、資料1の前回審議会における委員からのご意見、ご質問の一覧表、これについては別添1から3までという資料がついております。それから、資料2は事後調査に関する資料です。

以上でございますが、資料の不足等はございませんでしょうか。

それでは、議事に入ります前に、事務局の方から一つご報告がございます。

現在、この審議会において条例改正のあり方についてご審議をいただいているところでございますけれども、既に一部条例を改正した部分がございますので、その点についてご報告いたします。

具体的には、市長から業者へ直接意見を提出する場合の手続に関する規定の追加ということでございます。従来、法対象の事業については、市長意見はすべて知事に提出をしまして、知事が関係市町村長の意見を取りまとめて知事意見として事業者に出すことになっておりました。これが、法改正によって、事業の影響範囲が一つの政令市のみにとどまる場合は、政令市長から直接事業者に出すことができるというふうになりました。その際の手続の定めについて条例にはなかったため、新たに条例に追加する必要が生じておりました。この部分の法改正については、本年4月1日から施行されるということと、内容が単純な事務手続に関するものであるということから、昨年度の審議会でご説明の上、10日で条例改正の手続を進めさせてまいりました。

このたび、市議会の第2回定例会で条例改正案が可決され、6月13日から施行になっておりますことをご報告させていただきます。

なお、この規定につきましては、今年の秋以降に予定をされております（仮称）北部事業用地一般廃棄物最終処分場事業の準備書、これに対して適用になる可能性がございますので、あらかじめご了承いただきたいと思います。

3. 議 事

○事務局（大江環境共生推進担当課長） それでは、議事に入らせていただきます。

これからの進行につきましては、佐藤会長にお願いしたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします

○佐藤会長 では、早速、議事に入らせていただきます。

まず、一つ目ですけれども、厚別山本公園造成事業環境影響評価書の報告を受けたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） この事業の環境影響評価手続の経過につきまして、先ほど、木田の方から簡単にご説明がありましたけれども、現在、1カ月間の日程で

評価書の縦覧を行っているということでございます。条例上の評価書の取り扱いですが、審議会の方へ報告する義務はございません。みどりの推進部からこの審議会へ報告を行いたいという話がありましたので、本日、事業者でありますみどりの推進部から出席をいただいたところでございます。

なお、評価書につきましては、準備書に対する市民意見や市長意見を踏まえて修正を加えた最終の環境影響評価の結果であるということで、再度の修正を行うという手続はございません。今回の報告に当たりましては、その点をご理解くださいますようお願いしたいと思います。

それでは、事業者から報告をいただくということで、佐藤会長、ご了承いただけますでしょうか。

○佐藤会長 わかりました。

それでは、みどりの推進部の方からご説明をお願いいたします。

○事業者（みどりの推進部・北原みどりの施設担当部長） みどりの推進部の北原と申します。

厚別山本公園につきましては、先ほど、事務局からもございましたように、平成20年度の報告書の作成以来、現時点まで足かけ5年近くもかかっており、長期にわたってご審議いただいてきた次第でございます。その中では、各段階におきまして、委員の皆様からさまざまなご意見、アドバイスをいただいて、何とかこの評価書に取りまとめることができたことについて、この場をかりてお礼を申し上げます。

今年の3月2日に準備書に対する市長意見をいただきました。これを踏まえまして、私も事業者として評価書を作成し、現在、条例に基づく縦覧を行っているところでございます。

なお、現時点では、これまでのところ、この縦覧におけるご質問、ご意見等は受けていない状況になっております。

今回、準備書から見直した部分を中心に、評価書の内容についてご報告させていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

では、具体的な説明につきましては、担当の高杉からさせていただきます。

○事業者（みどりの推進部・高杉主査） この事業を担当しておりますみどりの推進部の高杉と申します。よろしくお願いします。

準備書の記載内容から変更した項目につきましては、評価書第7章の23ページから31ページまでの表7-3-1に一覧表として記載しております。表自体は24ページからです。一番右側の変更理由という列ですけれども、理由は大きく二つに分けることができます。一つが、準備書に対する市長意見を反映させて変更したもの、それから、もう一つは、事業者自主的な見直し、再検討によるものということで二つに分けることができます。

今回の審議会では、一つ目の市長意見を受けて行った準備書から評価書への変更内容と

いうことで報告したいと思います。

その市長意見ですけれども、第6章の4ページから6ページをごらんいただけますでしょうか。こちらに、事業者の見解とともに、市長意見を記載しております。もし要約書をお持ちであれば、要約書の一番後ろの43ページから45ページにも全く同じ表がついておりますので、そちらを開いていただけると、少しページを開く回数が減るかと思えます。その市長意見の記載順番に従って、それぞれの市長意見に対応して見直しを行った内容についてご説明してまいりたいと思います。

まず、最初の市長意見としまして、評価書で言うと6章の4ページ、要約書で言うと43ページになるのですけれども、全般的な事項ということで、市長の意見として、「厚別山本公園造成事業は、廃棄物埋立処分場跡地に新たに総合公園を造成するものであるが、現在の事業予定地の植生は、埋立完了後に新しく成立した外来植物主体の二次草原であり、希少性の観点からは特に取り上げるべきものはない。しかしながら、事業予定地が草原環境を利用する鳥類群集の貴重な生息地になっている現状を鑑みると、事業予定地に生息する草原性の生物群集に注目し、将来ともその保全を行うことが重要である。また、工事中における周辺住民等の生活環境に関しても、工事が長期に渡ることから、その影響を最小限に止めることが必要である。以上の観点から、事業者においては、次に掲げる事項について十分配慮し、その結果を環境影響評価書に記載するとともに、今後の事業の実施に当たっては、専門家の意見等を十分に聞きながら進められたい。」という意見が述べられております。

この意見につきましては、全般的な事項ということで、評価書において変更した箇所というのを個別具体的には上げてまいりませんが、この後、ご説明申し上げます個別の市長意見への対応に当たって、それから、事業を進める際の環境への配慮を行うための全般的な方針として、この意見を念頭に置いて評価書を作成しております。

続いての市長意見としまして、次のページ、評価書で言うと6章の5ページ、要約書で言うと44ページになります。

1番の生態系についてということで、(1)としまして、「公園造成により草原面積が減少し、生態系へ一定の影響を与える可能性は排除できないことから、草原環境への影響について再予測及び再評価を行い、その結果に応じて草原環境の確保のための必要な環境保全措置を講じること。」という市長意見が述べられております。

これに対しまして、評価書におきましては、生態系の予測評価を行った部分、8章の284ページから307ページの間を全面的に見直しております。8章の304ページをご覧ください。表8-6-12、環境保全措置の検討の必要性ということで、予測評価の結果として、環境保全措置の検討の必要性を一覧にした表を掲載しております。カッコウ、ノビタキ、コヨシキリ等の鳥類群衆が典型種として挙げられる草原環境に対して、建設機械の稼働及び土地、工作物の影響があるものと予測しております。同様に、草原及び樹林環境の生態系への影響があるものと予測しております。

影響回避・低減するため保全措置として、次の３０５ページに検討結果を掲載しております。

整備工事中の建設機械の稼働につきましては、表８－６－１３（１）に記載のとおり、工事が一時期に集中しないよう工区を分け、同時期の全面的な改変を避けること。建設機械の分散を行うこと。それから、公園供用後の土地及び工作物の存在の影響につきましては、次のページの８－６－１３（２）の表に記載のとおり、のり面や自然の遷移・保全エリア、外周エリアを中心に、草原や樹林環境を保全するように極力地形や植生を保全すること。公園全体を六つのゾーンに区分けを行い、特に生態系に配慮する必要があるゾーンについては、多くの動物の繁殖期である春から夏の時期の草刈り方法について検討すること。自然の遷移・保全エリアは貯留池に隣接しており、極力現植生を保全することにより、事業予定地と貯留池、それから、山本川との連続性を確保できるよう検討すること。これらを通じて環境影響の回避・低減を図ってまいりたいという記載になっております。

続いての市長意見についてご説明します。

また６章に戻りまして、６章の５ページ、要約書で言うと４４ページですが、生態系についての（２）として、「本事業における工事部分の緑化に関し、『工事が完了した部分から緑化を進めていくことで適宜動物の生息環境を復元し』とあるが、事業予定地の草原環境は、それを利用する草原性動物にとって貴重な生息地になっており、保全することが極めて重要であることから、緑化の内容について具体的に検討すること。」という市長意見が述べられております。

この意見につきましては、審議会の部会におきまして、説明資料として提出した資料を緑化の内容を説明するものとして、第２章の６ページに掲載してございます。

続きまして、６章の５ページですが、同じく生態系についての市長意見ということで（３）なのですけれども、「事業予定地の法面などの未利用地は、草原環境の保全や復元場所として重要である。また、草刈り時期等によっては、鳥類の繁殖に影響を及ぼすおそれがあることから、草原性動物の生息地の保全に配慮した緑化の内容や供用後の管理方法について検討すること。」という市長意見が述べられております。このうち、緑化の内容につきましては、上の（２）と同じなので、２章に掲載させていただいております。

また、維持管理の手法につきましては、現時点では明確な管理体制について内容を記載することは難しいですが、先ほど申し上げました生態系の保全措置のうち、８章の３０６ページで申し述べました、多くの動物の繁殖期が春から夏であることに配慮して、その時期の草刈り方法について検討するという方法で影響の回避・低減に取り組んでまいりたいと考えております。

再び、６章の５ページです。要約書では４４ページですけれども、市長意見の大きい２番として、鳥類についてという意見です。

「鳥類に関して、多くの種で事業予定地に集中して観察記録が見られており、関連地域については、将来的に現状の環境が維持されることが保障できない状況を踏まえ、工事中

及び供用後の影響について再予測及び再評価を行い、その結果に応じて必要な環境保全措置を講じること。」という市長意見です。

鳥類の予測につきましては、８章の２３１ページから２４４ページまでに記載しております。８章の記述の中では、関連地域での確認状況は影響予測の根拠としないようにして、対象を事業予定地内として行うなど、すべての予測の内容をもう一度見直しております。

８章の２７９ページをごらんいただけますでしょうか。

表８－５－７６に、動物種に対する影響予測のまとめた表を掲載しております。鳥類につきましては、チュウヒ、カッコウの２種について、建設機械の稼働、土地、工作物の存在による影響があるものと予測しております。

環境影響を回避・低減するための保全措置としましては、次のページの８章の２８１ページから掲載してあります。

両方の種とも、保全措置としましては、生息環境としての草原環境を保全することになりますので、先ほどの生態系の保全に関する措置と重複するのですが、整備中の建設機械の稼働に関しましては、表で言うと８－５－７７と７９です。工事が一時期に集中しないよう工区を分け、同時期の全面的な改変を避けること、それから、建設機械の分散を行うこと。公園供用後の土地及び工作物の存在に対しましては、表８－５－７８及び８－５－８０、草原環境を中心として、のり面、自然の遷移・保全エリア、外周エリアの地形や植生を極力改変しないよう取り組みを進めて、影響を回避・低減に努めてまいりたいという記載をしております。

以上が、鳥類についてです。

市長意見の個別事項の３番目です。評価書で言うと６章の６ページ、要約書で言うと４５ページになります。両生類についての市長意見です。

「エゾアカガエルは、事業予定地の法面下の側溝などにしか繁殖地を見出せない状況にあることから、工事中及び供用後の影響について予測及び評価を行い、その結果に応じて工事実施時期や工事方法等の検討を行ったうえで、エゾアカガエルの生息環境保全のための必要な環境保全措置を講ずること。」という市長意見です。

これにつきましては、準備書では評価対象としていなかったエゾアカガエルを予測評価の対象とし、８章の２４６ページにその内容を記載しております。

今は個別の事項は省かせていただいて、先ほどの８章の２７９ページをまた見ていただけますでしょうか。

保全対象の先ほどの表ですが、表の中ほどの両生類のところにカエル類を２種類記載しておりますけれども、予測内容を再度精査した結果、工事の時期によってはこれらに影響があるものという予測をしております。

環境保全上の措置としましては、２８２ページの表８－５－８１（５）に記載のとおり、整備工事中の水たまり等を含む区域の施工に当たっては、工事の時期に配慮するとともに、カエル類の産卵状況にも留意しながら、環境影響の回避・低減に努めてまいりたいと考え

ております。

続いての市長意見は、個別的事項の４番の水生昆虫類についてです。

水生昆虫類につきましては、市長意見が、「事業予定地に隣接する山本川には土砂の流入に弱い水生昆虫類が生息している可能性があり、建設機械の稼働等により影響を受ける可能性は排除できないことから、水生昆虫類の生息環境保全のため、建設機械の稼働等による影響について再予測及び再評価を行い、その結果に応じて土砂の流出防止のための必要な環境保全措置を講じること。」という市長意見です。

これにつきましては、山本川で確認された水生昆虫であるオニヤンマ、オオコオイムシの２種について再度予測を行いました。

個別的事項としましては、オニヤンマは８章の２６６ページ、オオコオイムシは２６９ページに記載しております。

再度予測を行った結果も、事業がこれら２種に及ぼす影響は大きくはないものという予測をしております。

このように予測はしましたが、事業者が通常行うべき工事中の土砂の流出対策は当然実施することとし、水辺環境の保全にも配慮はしていきたいと考えております。

続きまして、市長意見としまして、５番目の建設機械の稼働に係る騒音についてです。

市長意見は、「予測に使用した『最寄り住宅』の南側に連なる住宅のうち最も南よりの住宅位置では現状の仮囲い（遮音壁）の効果がほとんど期待できない。このため、当該住宅への騒音伝搬予測を行い、その結果に応じて遮音壁の延長等の環境保全措置を講じること。」という意見です。

この意見に対しまして、８章の６７ページをごらんいただけますでしょうか。

８章の６７ページに記載しました図の下側のNo. １－２南側住宅２を予測地点として新たに追加し、予測を実施しました。この予測結果からは、建設機械の騒音に対する環境保全措置を行うことが必要であるという判断をしております。

保全措置としまして、８章の７２ページに記載しました。工事が一時期に集中しないよう工区を分けること。低騒音型建設機械を使用する。工事前に住居との間にある仮囲いを補修維持する。工事前に仮囲いを南端から東方向へ５０メートル延長する。林帯を残置する。建設機械の分散を行うという措置を通じて目標値以下に抑えることができるという予測をしております。特に④番の工事前に仮囲いを南端から東方向に５０メートル延長する措置を行った場合の予測を７０ページ、７１ページに記載しております。これらの保全措置を通じて建設機械騒音の低減に努め、生活環境の保全を図っていくということを記載しております。

続きまして、市長意見の６番目ですが、自動車の走行に係る騒音についてです。

「評価において、整合を図るべき保全目標値を『自動車騒音に係る要請限度』としているが、『環境基準』とし、付近住宅に配慮した適切な類型を当てはめ評価を行うこと。また、予測結果と現況騒音レベルとの対比を行うこと。」という市長意見です。

これにつきましては、周辺等に工場が立地するような土地利用状況から、環境基準としてC類型65デシベルを当てはめ、基準値として記載することとしました。8章の86ページですけれども、現在、沿道での交通騒音は70.7デシベルと基準値とした65デシベルを上回っている状況です。こういう状況のもと、整備工事中の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行についての予測評価は88ページに記載しております。

同じく、供用後の自動車交通についての予測評価は102ページに記載しております。

両方とも、現況の70.7デシベルに対しまして、それぞれ最大の可能性を見込んでも予測及数値が70.9デシベルということで、わずかな増加にとどまっている状況です。

この予測結果から、事業による影響は大きくないとは推測しておりますが、現況で既に基準値とした数値を上回っているということから、工事中においては、89ページに記載のように、工事が一時期に集中しないよう工区を分け、工事車両の走行台数を分散する、それから、運行ルートは住宅密集地を避ける、工事時間帯は日中とするという保全措置をとります。

それから、供用後につきましては、103ページの表に記載のとおり、利用車両台数の低減を図るため、利用者が自転車で直接アクセスできるよう、駐輪場や自転車利用に配慮した沿道を整備するということを通じて環境影響の低減に努めてまいります。

市長意見の最後です。

7番目としまして、自動車の走行に係る振動についてということで、「評価において予測結果と現況振動レベルとの対比を行うこと。」という意見に対しまして、整備中の資材、機材の運搬に係る車両の運行に係る振動については、8章の121ページ、それから、公園供用後の自動車利用に係る振動に関しては、同じく129ページに、それぞれ現況振動レベルとの比較という表を記載しております。

いずれも、事業の実施に伴う影響は軽微という予測をしておりますが、整備実施中は、周辺の生活環境の把握に努め、車両の通行経路や時間帯に配慮するなどの環境の保全に努めて事業を進めてまいりたいと思っております。

以上、市長意見を受けて変更した事項について説明いたしました。

これらの対応を行った結果、説明としては重複になるのですが、8章の341ページをごらんいただけますでしょうか。表8-8-1ということで、環境保全上の措置が必要な事項としてこれらの項目を上げて、まとめて記載しております。

最後に、事後評価についてなのですが、次の9章に記載してございますように、条例に基づく環境影響評価制度に基づく事後評価は行うこととしておりません。ただ、事業が長期間にわたる想定であり、事業の目的が緑づくりということで、よりよい環境づくりを進めるものであることから、市長意見にもありました専門家への聞き取り、また、審議会、部会等で話題になりました自主的な環境への影響の確認作業、地元住民との意見交換など、周辺環境への配慮を行いながら事業を進めてまいりたいと考えております。

説明は、以上でございます。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

初めに事務局の方からお話があったとおり、今後、この評価書の内容を変えることはないわけですが、今のご説明に対して質問があれば受けたいと思いますのでお願いします。

たくさんの項目にわたっておりますから、薄い方の要約書を見ながら順番にいきたいと思います。43ページ以降ですが、最初の43ページでは、準備書について述べられた市長意見についての事業者の見解というところで、全般的な事項ですね。ここに記載されていることに関して何かご質問がありましたらお願いいたします。

ここはよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○佐藤会長 それでは、44ページに移らせていただきまして、生態系についてというところですか。これに関して何か質問がありましたらお願いいたします。表7-2の（2）、1の（1）から（3）までありますけれども、これもよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○佐藤会長 それでは次に、44ページの2の鳥類についてです。これはいかがですか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤会長 では、45ページですが、両生類ですが、いかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤会長 では、4番目の水生昆虫類についてはいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤会長 最後の三つは騒音、振動の問題ですが、私としては特に質問はありません。ほかの方、もし質問がありましたらお願いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤会長 では、質問はないということで、これについてはよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○佐藤会長 それでは、よろしければ、厚別山本公園造成事業の評価書についてこれで終了したいと思います。

みどりの推進部の皆様、本日は、お忙しい中、どうもありがとうございました。どうぞご退席ください。

〔事業者・みどりの推進部退席〕

○佐藤会長 それから、竹中委員、島田委員もここでご退室いただいて結構です。どうぞご苦労さまでした。

〔竹中委員、島田委員退席〕

○佐藤会長 それでは、少し休憩しましょうか。

それでは、50分まで休憩いたします。

〔 休 憩 〕

○佐藤会長 それでは、時間になりましたので、審議を再開いたします。

後半の議題ですけれども、札幌市環境影響評価条例の改正について（事後調査について等）です。

資料が幾つかありますので、まず、資料1から説明をお願いいたします。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） それでは、資料1をごらんください。

前回の条例改正の審議で出されました質問や意見と、それに対する事務局からの説明を記載させていただいております。

順番に行きますけれども、1番上の早矢仕委員からの意見です。

これは、バードストライク対策と、対象事業の規模に関する意見ですが、バードストライク事故は、風車の出力とはそれほど関係はないので、規則で出力を定めることはもちろん必要であるけれども、小規模なものに対するスクリーニングや、希少種が生息している場所における必要な措置について技術指針などに盛り込めないだろうかというご意見でございました。

対象とする事業の規模は、条例上は規則で定めることになっております。また、技術指針でということですが、技術指針は、条例対象の事業に対する環境影響評価の方法を示したものでありますので、技術指針の方でスクリーニングなどの措置を規定することはちょっと難しいと考えております。

それ以外の方法はということですが、規模について、その風力発電事業が特に環境への影響が大きいだろうと判断する場合には、次の山本委員からの質問にも関係するのですが、第1種事業ということで、地域に関係なく、必ずアセスメントを行うという事業規模ですが、それを小さく設定するという対応も考えられるかと思っております。

それから、希少種が生息している場所における保全措置についてということですが、技術指針につきましては、先ほども若干触れましたけれども、環境影響評価の方法に関して基本となる指針を示したものです。個々の動植物の保全措置、具体的にこういうものということを示すためのものではございませんので、これも技術指針そのものの中に盛り込むのは難しいかと思っておりますけれども、国が策定したバードストライクに関するガイドラインなどもございますので、それを参考に、別途、バードストライク防止のための指針の作成を検討したり、その他、参照可能なガイドラインについての情報を提供する対応が考えられるかと思っております。

また、早矢仕委員から第2種の特定地域とは具体的にどういう場所かという質問がございました。これについては、資料を1枚めくっていただいて、別添1の特定地域の図面の方をごらんください。

この左側の網かけの部分が特定地域という場所になりますけれども、この考え方は、札幌市の南西部の豊かな自然が残されているという地域特性を踏まえまして、この地域を特

定地域と指定しています。この地域においては、より小規模なものからアセスの必要性を判断するというので、第2種事業の区分というものを設けております。この第2種事業の事業規模がスクリーニング対象の事業規模になっているわけでございます。

次に、資料1に戻りますけれども、山本委員からの質問で、第1種事業、第2種事業は必ず両方決めなければいけないのかという質問がございました。繰り返しになりますけれども、第1種事業というのは、規模が大きいもので、地域に関係なく必ずアセスを行う事業です。第2種事業は、第1種事業より小規模で、アセスを行うかどうか、スクリーニングにかける事業であります。この場合、スクリーニングにかける対象地域は特定地域に限定されているわけです。

質問に戻りまして、第1種事業と第2種事業の両方を決めなければいけないのかということですが、必ず両方の規模を決めなければいけないというものではございません。

資料をめくっていただいて、別添2という資料をごらんいただきたいと思います。

こちらの方は、条例の対象事業の事業種と対象となる規模の一覧になっております。この中の17番に注目していただきたいのですが、土石採取事業というものがございます。10番以降、土地の面的な改変を伴うという事業なわけですが、この中でも、特に土石採取事業は環境への影響が大きい事業であるということで、第1種事業の規模は面積20ヘクタール以上となっていますが、これは、他の第2種事業の規模では20ヘクタールまで下げております。すべての地域でより小さなものから必ずアセスの対象となるように設定しているということですが、この場合、スクリーニングを行うということはありませんので、第2種事業の規模は定められていないということになってございます。

風力発電事業の規模につきましても、こうした決め方をすることとも考えられます。

ただし、また資料1に戻っていただきまして、半澤委員からご指摘があったものですが、どこかに下限値を置くわけですが、そこに下限を置く理由をきちんと説明する必要があるというご指摘をいただいております。これはもっともなご意見だというふうに考えているところです。

そこで、規模の例示ということで、表の右下の方に四つの例を記載させていただいております。これにつきましては、法における規模要件を検討する際にも環境省の検討委員会の資料で取り上げられていたものでございます。

例1は、環境省の検討委員会ということではないのですが、総出力が5,000キロワット以上ということで、市条例においては、第1種の規模を道条例の第2種の規模に合わせることを基本とするというふうに、現行の考え方ではしております。これは、市条例が道条例の、基本的に札幌市域内においてはすべてカバーするという考え方で、第2種事業を第1種事業の規模で合わせるということで、すべて事業の規模についてはカバーしようということで取り扱っているものでございます。それを適用した場合には総出力で5,000キロワット以上という数字になってまいります。ただし、道条例の方でもこの第2種の規模につきましては検討中ですので、この数字は一たん仮置きということでご理解い

ただきたいと思います。

例2以下ですけれども、騒音やバードストライクなどによる影響を考慮しまして、より規模の小さいものから対象とする場合の例でございます。例2につきましては、総出力が1,500キロワット以上、例3が総出力1,000キロワット以上、例4が総出力500キロワット以上であります。

ということなのですけれども、ここで、別添資料3をごらんいただきたいと思います。

前回の条例改正の審議会でも配付した資料と同じものですが、大きさのイメージとして見ていただきたいと思います。最も小さいのが例4の500キロワットということなのですが、これを別添3の一番上の絵の方に当てはめてみますと、1基で500キロワットというふうにしますと、およそ羽の中心の高さが40メートルぐらい、羽の直径が40メートル前後の大きさになるといった大きさのものになるということで、イメージとしてつかんでいただければと思っております。

ちなみに、今、一般的な商業規模の風車の規模は、右から2番目の2,000キロワット級のものでですね。これが一般的というか、非常に主流になっている風車の規模となっております。

本日は、ここで規模を決定するのではなく、さらに、バードストライクや騒音等による影響に関する情報を収集いたしまして、事務局において検討を続けたいと考えております。10月ごろを目安に当審議会から条例のあり方についての中間報告をいただく予定ですが、その時点では、事業規模の案を盛り込んだ形で審議会からの中間報告の案を提示したいと考えておりますので、その際に、改めて議論をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

私からの説明は、以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。

それでは、今、ご説明がありましたけれども、風力発電に関しまして、追加の質問ですかご質問がありましたらお願いします。

○遠井委員 もしかしたら誤解しているかもしれませんが、これは、1件当たりの規模で、1種と2種を統合してラインになるところを低く抑える可能性もご指摘いただいたのですけれども、それ以外の、例えば、複数ある場合とか角度とか、さまざまな環境に対する影響を配慮するものはバードストライクに関する指針の方で検討の余地があるということではよろしいのでしょうか。

今、国の方でもバードストライクの指針があるので、それを考慮しながら、規模要件とは、別途、その部分もつくってみたいというふうに最初にお話になったかと思うのですが、規模以外のそういったさまざまな考慮というのはどういうものが入っているのか、ちょっと教えていただければありがたいと思います。こちらは非工作的なものになると思いますけれども、具体的に、規模以外にいろいろな観点から、ルートによって、あるいは立地によって考慮しなければいけないことがあって、総合的に判断されることが多いと思うので

すが、今、ここではアセスをするかどうかの閾値の話だけでしたので、実際には、それ以外の要素をどういうふうに考慮する余地があるのかということです。もし、技術指針に入らなければ、実際はバードストライク指針しか参照するものがなくなってくると思いますので、今現在、国の指針はどういう項目を含めているのか、私は専門ではないので、ご専門の方々に、それは十分なのかということを教えていただければと思います。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 今、対象とするかどうかというのは、事業の中に規模というものの以外の要素は今までは考えておりませんでした。その規模を、何をもってどういう指標で判断するかというのは、国の方では1万キロワットという規模ですけれども、それに関しては、総出力とか、風車の基数とか、細かい話で風車の高さとか、間隔とか、いろいろなものがあるけれども、基本的には総出力ということです。全体的な環境影響というものはほぼそちらの総出力で判断できるということで、総出力で判断されているということです。

それ以外の要素で対象とするかどうかを判断するものが何かあるかということですが、今のところ、それについては考えていなかったのですけれども、バードストライクに関して配慮すべき事項はどういうことかということで、技術指針に直接は難しいのですが、先ほどお話ししたように、ガイドラインなり何なりの中で実際にその事業をやる上で、こういう場所ではこういう配慮が必要であるとか、そういったことを何らかの形で示すというか、参照できるような形で対応するものかなというふうに今のところは考えていました。

○遠井委員 質問を切り分けた方がよかったかなと思いましたので、もう一度申し上げます。

つまり、閾値を一つに統合した場合、2種の場合は個別の地域状況に応じてやるかやらないかを定めるということだったわけですね。1種、2種に統合した場合は、規模要件だけが閾値になってしまって、その他の要件は入ってこないと思うのです。そうすると、そのところは考慮の余地は一切ないと考えべきなのか、それによって非常に低くした方がいいという話になるのか、それとも、ケース・バイ・ケースではほかの要件によってアセスをするという決定があり得るのであれば、閾値を一番低くしなくてもいいのかもしれないので、まず、その辺を一つ伺いたかったのです。

2番目は、仮にアセスが開始された場合の考慮要件として、実際にどういうものが入ってくるのかということです。技術指針がない中で、実際にはバードストライクの指針にのっとって、非拘束的な指針にのっとって、今、おっしゃったような立地の状況とか、さまざまなそのほかの要件を加味して、アセスをすることができるかどうか——これは決定後の話ですけれども、それについての見通しをお願いします。バードストライク指針というのは、両方に使えるものなのかということを伺いたかったのです。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 最初に、閾値を一律決めてという考え方をお話ししましたが、それ以外の方法は、対象とする、しないという考え方でないのかどうかということでしたけれども、今、それ以外の方法は案として持ち合わせていない状況です。

それについては、例えば地域を分けて、ある地域については別途基準を考えるとということが可能なかどうか、それはちょっと検討ですね。研究をさせていただきたいというふうに思います。

それから、そのガイドラインですけれども、今、こちらの方にガイドラインがあります。こちらの方は、具体的な対策などについても若干は触れられておりますが、現状、まず一たんの整理を全体的にしてみるという内容になっているかと思います。ですから、実際にどういう配慮を、アセスのバードストライクの対策の配慮をすべきかということについては、これからの調査というか、研究をいろいろしていかなければ、実際の部分についてはこれから調べなければならない要素が多々あると思っております。

○佐藤会長 よろしいでしょうか。

前半に関しては、私も、実は騒音とか振動が専門ですけれども、小さな工事でも、そこに物すごい出力の騒音を発するような機械が置かれたら、工事自体は小さくても影響としては大きいということもあり得るのです。ですから、それだけでこれまで全部決められてきたということに関しては、少し疑問を持ったことはあったのです。

ただ、特殊な、その会社がその機械を使ってどうだという話になってくると、別な騒音規制法などで規制できたり、ほかのものできちっとチェックしていかれるような構造になっていれば、システムになっていけばいいのかなと、今のところ考えていますけれども、今後、そういう議論がどんどん出てくるようであれば、少し発言をさせていただきたいと思っております。

そのほか、風力発電に関してご質問、ご意見はありますでしょうか。

○村尾副会長 ちょっと気がついたのですけれども、第2種事業を特定地域で実施されるときにというのは、条例上で決まっているということですか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） そのとおりです。

○村尾副会長 その特定地域というのを見ると、ある種の山林というか自然地域で、その区別はよくわかるのだけれども、市街地と山の方の地域を区別するという区別の第1種、第2種というのが、必ずしも風力の事業に関する区分として適当かどうかというのは、いろいろ話が出てくると思います。その特定地域で実施されるときというのを项目的に指定することはできないものなのですか。例えば、風力に関しては、第2種というのは、必要性を個別に判断する、場所は特定しない、こういう事業については今までの特定地域に関して第2種事業が特定されるとか、恐らく、もともとの環境影響評価の第2種というのは、場所を指定するのではなくて、必要性を個別に判断するだけだったように思うのです。そういう点もみんなで考えてみたらいかがですか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 確かに、札幌市の場合は、特定地域と限定して第2種を判断するかどうかという手法ですけれども、特段、特定地域を指定しないで、全域において1種、2種という2種類の規模で判断するところもありますし、札幌市の条例の考え方は、自然的に豊かな地域という特徴がありますので、自然環境に関してより配慮

をしようということで、こういう決めになっております。

ただ、村尾副会長がおっしゃったように、その事業種によって、どういう環境要素に対して影響が大きい事業なのかということによって、その辺を考えるということもあるのかなと思いました。ありがとうございます。

○佐藤会長 風力に関しても、今後、まだ議論する時間があるということによろしいですね。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） はい。また次回以降、いろいろ調査してご説明したいと思います。

○佐藤会長 きょう、この段階でほかにございましたらお願いします。

○吉田委員 村尾委員のお話に刺激されて申し上げるのですが、先ほどから、いわゆる1種と2種の区域分けがどうもフィットしないところがあります。例えば、市街化区域と市街化調整区域という分け方からすれば、市街化調整区域の北区とか東区の平たい部分、湿地の部分が随分あって、この自然度は非常に高いものだと思うので、無視できないと思います。

ですから、1種、2種という区分けの仕方についてちょっと疑問を持ったのですが、特に景観面から言いますと、こういった風力発電のような高いものをつくるのは、平地におけるランドマークとして非常に目立つ効果が高いです。山地、丘陵地に比べて景観的なイメージビリティをはるかに高いということなので、市街地と北区、東区の市街化調整区域を一緒くたにするというのはちょっとどうかと思います。ですから、1種、2種をなくしてしまっただけで考えるような考え方も高いものについてはあり得ると思いました。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

きょうは、第1種、第2種の考え方が一つ重要な問題として問題提起されました。そのほか、前回出ましたバードストライクの問題とか、騒音、低周波の問題とか、今、景観についてご発言がありましたけれども、こういうことにつきましては、再度、議論する場がありますので、引き続き議論していきたいと思います。

きょうは、もう一つ重要な議題がありまして、少し進めたいと思っておりますので、これについて説明いたします。

それは、事後調査に関する事項です。

事後調査に関しましては、今回、アセスの法律に追加された規定ですけれども、市では、これまでもそれはありました。前々回でしたか、滝野霊園の事後調査報告がありましたけれども、これが具体的な例で、今のところ、まだそれしかないのです。

そういうことがありますので、まず、条例の中の現在の規定と法で追加された規定を確認していただいて、法と市の条例の違いなどを十分理解していただきまして、その上で、条例改正の必要性や課題に関する議論をしていただきたいと思います。

では、資料2に、事後調査についてというものがありますけれども、まず、この前半部分について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） それでは、資料2をごらんください。

まず最初に、現状の規定ということですが、まず、条例における事後調査の定義と、事後調査の必要性を判断するための基準についてご説明したいと思います。

事後調査の定義につきましては、ここに書いてありますように、環境保全のための措置が、将来、判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合に、当該環境の状況の把握のために行う調査というふうにされております。

この事後調査の必要性を判断する基準というのは、この資料に記載したとおりですが、これにつきましては、環境影響評価法の判断基準と同じです。

内容を見てみますと、まず、環境への影響の重大性の程度に応じるものであるということが書かれております。その上で、①選定項目に係る予測の不確実性が大きい場合、②効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合、③工事中または供用後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合、④効果の不確実性等が懸念される代償措置を講ずる場合、以上の四つの場合が示されております。

なお、これだけではイメージがつかみにくいと思いますので、その下に具体例を少し挙げております。例としては、騒音の予測式の適用範囲を超える地点で予測する場合であるとか、効果に係るデータが十分でない新技術を用いる場合、工事実施段階において希少な動物の正確な生息状況を調査する場合、重要な動植物の移植を行う場合、こういったものが想定されるところであります。

次に、ページが飛んで恐縮ですが、3ページをごらんいただけますでしょうか。

全国の自治体では、条例でどのようなものを公告、公表の対象としているかということを環境省が調べた情報です。

1番から4番までは、法と同じで、本市の条例でも公告、公表の対象としております。多くの自治体で法と同様としていることがわかるかと思います。

その他のものを5番目にまとめてございますが、この中には、原則、すべての項目の確認を行うという自治体も若干はございます。どのような場合に事後調査を行うかということについては、後ほど検討事項として取り上げさせていただきたいと思っております。

1ページに戻りまして、法改正の内容についてご説明したいと思います。

最初に説明しましたように、法においても、従前から事後調査とはどういうものであるかということや、事後調査を行う場合の留意事項については書かれてあったのですが、その具体的な実施の手続が規定されておりました。

今回の法改正では、そのあたりの手続ということで、報告書の作成や公表義務などが追加規定をされたところでございます。

まず、報告書で報告する事項についてですが、3項目ありまして、①環境の保全のための措置、②事後調査の結果、③事後調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境の保全のための措置というふうになっております。

次に、(2)の報告書の送付と公表についてですが、報告書は、当該事業に対し

免許等を行うものや、環境大臣、関係自治体に送付されまして、関係地域において公表されることになっております。

次に、2 ページ目になりますが、(3) の事業者への意見提出の流れというところです。

環境大臣は、必要に応じて免許等を行う者へ意見を述べる。免許等を行う者は、環境大臣の意見を勘案して事業者に意見を述べる。こういった流れになっております。

(4) の報告書の作成時期ですけれども、法では、工事が終了した段階で1 回作成することが基本となっておりますが、必要に応じて、工事中や供用後においても作成、公表するということが規定されております。

次に、(5) の事後調査の終了についてということですが、事後調査の終了の判断並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施や終了の判断に当たっては、必要に応じて専門家の助言を受けること等により客観的かつ科学的な検討を行うことと規定されております。

次、3 番目の改正法と現行の札幌市条例の主な相違点ですけれども、2 ページの下を表をごらんいただきましたのですが、市条例は、制定当時から事後調査の手続について規定しております。その内容は、今回、新たに法に追加された事項について既に盛り込まれている形になっております。その中での相違点としては、法では、報告書の作成時期が工事終了後1 回を基本としているのに対して、条例では、これを固定化せずに、業者が評価書に記載する事後調査計画の中で記載をするという点、また、法では、住民が意見を提出する仕組みはありませんが、条例では、住民が意見を提出することが可能となっております。それ以降の住民意見に対する事業者見解書の作成、公表、自治体から事業者への意見提出、事後調査報告に関する審議会関与の仕組み、これは法と条例、いずれもございません。この住民意見提出後の手続については、後ほど、検討課題として取り上げさせていただきたいと思っております。

法改正の内容と現行の条例における取り扱いのご説明は、以上でございます。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

今の説明に関しまして、質問等はありませんでしょうか。

○遠井委員 ご説明をありがとうございました。

改正された法の内容について2 点ほど確認をさせていただきたいのですけれども、1 点目は、(3) の環境大臣の意見等ですが、これは意見を述べるというところまでであって、許認可のさかのぼってとか、それ以降の取り消しとか、そういうことは含まないという考え方でよろしいのですね。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） それは含んでおりません。

○遠井委員 2 点目ですけれども、事後調査の終期をどう判断するかというのは、前回、こちらの審議会でも問題になった点かと思いますが、この法律の考え方としましては、科学的な検討を行うものとするということがあります。これは、最初から、あらかじめいつですということを決めておかななくてもよいということなのか。つまり、順応的な考え方を

反映しているという解釈でよろしいのでしょうか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） そういう考え方でよろしいのではないかと思います。あらかじめ、いつ終わるかということを最初に決めておかなければならないという内容のものではございません。そうしますと、いつの時点で終わるかというのは、順応的に関与していく中で、いろいろ科学的な判断のもとに、ここに書いてありますが、客観的かつ科学的な検討を行って決めるということが示されております。

○遠井委員 もう一つ追加ですが、市条例は、3番に書いてあるのは現行の条例のご説明であったかと思いますが、それでよろしいですね。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） そうです。現行のものです。

○遠井委員 その中では、報告書作成時期は、法律の場合は固定化されているけれども、条例は柔軟に固定をしないとされていました。そこも、今の法改正の内容、つまり、順応的な検討をしながら、いつ終わるかを決めるという考え方と整合性はあるという解釈でいいのか。

その場合、他方で、審議会の関与は条例の中では義務づけはされておきませんので、今回は、たまたま自発的あるいは任意的な取り組みとして審議会の関与がありましたけれども、そうでない場合に、客観的かつ科学的な検討というのはどうやって担保するのかということです。それを、今後も、そういう運用でやっていけるという考え方なのかということです。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 条例の中で、事後調査をいつまでやるかという判断をするかということです。その辺については、この審議会の中でもいろいろご意見をいただきたいところだと思っていたのですが、基本的には、事後調査計画というのを評価書で、こういう内容で、こういう項目について、いついつ調査を行って、いつ報告書を作成しますということを、あらかじめ計画の中で記載するという決めることをこの条例ではしております。ただ、今、おっしゃったように、具体的にその調査をしていく中で、いろいろな状況が明らかになってくる中では、いつの段階で終わればいいのかといったことについては、私も、どういうふうに判断すればいいのかということはなかなか難しいところになるかと思います。基本的に、今の条例では、事業者が最初に決めた計画どおりに判断するというので、もし、その中で判断が変わるということがあれば、事業者がそれを判断するというのが現状だと思います。

○佐藤会長 山本公園のときにも、条例に基づいて事後調査をやっていただくというのは、結構ハードルが高いような実感を持ちました。ただ、きちっとやると大変な作業で、費用もかかるのでしょうかけれども、我々のようなことをやっている人間は、予測すると、後で確認をするという作業は必ず伴っていますので、山本公園のときも、確認作業を行って、それを公表していただくということになったわけですが、もうちょっとすんなりとできるようなことでやっていくということを規則で決められないものなのか。

例えば、工事をやっていて、そこにある一つの機械から発する音を予測するのであれば、

機械の出力さえわかっているならば、割合、当たると思うのですけれども、交通の予測というのは、交通量が間違っていたら騒音は当たらないです。ですから、交通量をいろいろな要素で予測するらしいのですが、相当、不確定なものを含んでいます。ですから、しばらくたってからその部分を確認していただいて、目標値よりも下がっているかどうかをきちんと確認していただくとか、そういう軽いといいますか、簡単なことでも結構なので、やっていただくわけにはいかないかという気がしているのです。

○吉田委員 アセスメントですから、予測したことが外れることもあるので、その後、事後評価をすることは重要だと思います。時期については、先ほどもお話があったように、物によって違うと思うのです。景観であれば、建設工事が終わった後に見れて、余り変わらないかもしれないですが、自然系だったら、春、夏、秋、冬と見ていかなければいけないので、その辺の時期については、向こうと何らかの話し合いができる余地があればいいなと思います。

もう一つは、予測したことが外れた後の話ですが、一般的にミチゲーションみたいなどころまでをだれがどうやるかというところはなかなか難しいとは思いますが、その後は、事業者が運営管理をしていくわけですから、運営管理をする中でのアドバイスというところは言えるのではないかと思います。ですから、この審議会でみんなが口をそろえてというよりは、専門の方々の中でポイントとなるようなものがあって、それを次の運営管理なり維持管理なりの中で、こうした方がよろしいですよと、出てきた報告書に対してもう一言ぐらい言ってあげてもいいかなと思います。それに対して、ちゃんと答えるような事業者が評価できるような、そういう雰囲気みたいなものがこういう条例を通じてできてくれば、本来の役割をするのではないかと思います。

○佐藤会長 ありがとうございます。

現在は、その評価書ができた段階で一応切れてしまうわけですが、そういうことも今後条例の改正に絡んで考えていくということはもちろん可能ですね。

○遠井委員 今のお話と関連すると思うのですけれども、事後調査と再調査は区別があると思いますが、再調査については、現行の条例ではすることができるというのがあるのでしょうか。命令まではできないと思います。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 再調査というのが具体的にどういうものなのか、ちょっとイメージできないのです。

○遠井委員 今、軽い確認というお話がありましたけれども、そういうチェックと、その中で、これはかなり重大な影響が出るのではないかと、予測が失敗したのではないかとということが出てきた場合に、その後、もう一度、再調査を実施して、事業の見直し、あるいはミチゲーションというふうに行っていく可能性があると思うのですが、命令までいかなくても、再調査をすることができるということがあれば、そういう可能性が開かれているというふうになると思うのですが、その辺、現行はどうかのですか。また、それを発動するタイミングをどうするかという問題もあると思うのです。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 現行条例の中では、あくまでも事後調査は事業者が結果を公表して、一般住民が意見を言うというところまでです。後ほど議論していただく中で、コミュニケーションをどういうふうに図るか、事業者に対して、今後、審議会がどういう意見を言うべきなのかどうか、現状ではこれらの規定はありませんので、この後の時間でご検討いただければと思います。追加でこれをやれ、あれをしろというものはありません。滝野の場合は、非常にイレギュラーなケースです。表の中に赤丸で追加、とありましたね。その状況によって、時期が変わるというのはしょうがないことですが、追加というのは、非常にイレギュラーなもので、現行の規定上で追加調査をやらせているということではございません。

○佐藤会長 ほかにございませんでしょうか。

とりあえず、きょうは、このことに関する質問はここで一たん打ち切りまして、資料2の4ページ目について説明をいただけますでしょうか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） それでは、4ページ目をごらんいただきたいと思います。

現行の市条例における課題ということで、今、既にいろいろな意見、課題、こんなこともあるのではないだろうかというお話が出てきました。現行の市条例における課題ということで4項目整理をさせていただきました。

検討項目の①番は、事後調査の必要性の判断基準についてというものです。それから、②から④までについては、住民意見提出後の手続に関するものです。

最初に、検討項目の1点目についてご説明したいと思います。

現行の基準としましては、先ほどご説明しましたように、法と同様の考え方をとっているということでございます。環境影響評価というのは、事業の実施前に調査、予測、評価を行って、その事業が及ぼす環境影響や講ずべき環境保全措置を事前に明らかにするためのものがございます。本来、事業の実施前に手続を終了すべきものでありますけれども、予測の不確実性がある場合には、事業の実施後の環境の状況を把握して、その結果によって適切な環境保全措置を講ずる必要がございます。そのために行われる調査が事後調査と言われているものと考えております。

一方的、先ほど、他都市の例にもありましたように、予測した項目について、すべて調査を行おうとしている自治体も一部ございます。これについては、従来の考え方であります。予測の不確実性と環境影響の重大性の程度を考慮して、事後調査の必要性を検討するという考え方とは大きく異なるものであらうと思います。予測の不確実性とか環境影響の重大性の程度にかかわらず、すべての項目について予測結果の確認を行うという考え方です。いろいろな議論があらうかと思いますが、事後調査をすべての項目に拡大する、そのためには、特に札幌市域の環境面から見た必要性、事業者にとっての経済的な負担なども十分考慮する必要があると思っております。

こうした観点であるとか、これまでの審査の経験なども踏まえて、事後調査の必要性の

判断基準についていろいろご意見を伺いたいと思っていますところです。

次に、検討事項の②から④についてでございます。

これについては、下の手続フロー図をごらんいただきたいのですが、左が現行のフロー図になっております。事業者が報告書を作成し、市長に送付します。市長は、報告書が作成された旨を告示しまして、報告書を縦覧に供し、住民意見を募集します。住民意見の提出があった場合は、その写しを事業者に送付します。現行の手続はここまででございます。

右のフロー図は、検討事項の②から④を組み込んだ場合のイメージでございます。検討事項は点線で示した部分になっています。基本的には、現行の準備書の手続がありますけれども、その中の広聴会というところがないだけで、あとは同様と考えてよろしいかと思えます。

2点目の住民意見に対する事業者見解書についてですけれども、現行では、住民意見に対する事業者見解の作成と縦覧の手続は定めておりません。

今回の法改正の重要な考え方の一つに、事業者と住民とのコミュニケーションの充実ということがあります。その観点からは、住民意見に対する見解書の作成、縦覧というのは、住民からの信頼性の確保や透明性の確保に資するものというふうに考えられます。一方では、若干事業者の負担がふえるということも考えられるところだと思います。

3点目の事後調査報告に対する市長意見についてというところでございます。

2点目の住民意見に対する事業者見解が示されるということを仮定して、その内容も踏まえて、事後調査報告書に対して市長意見を述べることにするかどうかということでございます。

提出される事後調査報告の内容は、基本的に、評価書に記載した事後調査計画に従って実施した環境の状況の調査結果とか、環境保全措置の実施状況であります。また、新たに判明した環境の状況に応じて追加の環境保全措置を検討するという記載もあるかもしれません。こうした事後調査報告書に対して、必要があれば状況を述べるというのが、ここで想定される手続の内容でございます。

4点目は、その際に審議会が関与をすべきかどうか、関与するとした場合はどのように関与するかということでございます。

現行の条例の規定によりますと、関与の方法は、市長からの諮問を受けて、それに対して答申を行うという形が考えられるところです。

なお、これまでの条例対象の案件の中で、唯一事後調査を行っているのは、皆様ご承知のとおり、真駒内滝野霊園の拡張工事でございます。この案件については、条例上、市長意見の提出とか審議会関与の規定がない中で、準備書に関する審議会答申の中で、事後調査については市長を通じて審議会に提出することということが書かれておりまして、それを受けた対応を行っているものでございます。

審議会への事業者の出席や委員からの意見に対する事業者の対応、これは事業者が任意に行っているものでございますが、一つの事例として課題などを考える上では参考になる

うかと思っております。

なお、この案件について、これまで事後調査報告書に対する住民意見の提出というものはございませんでした。

本日は、十分な時間がありませんので、ここでこれらについて結論を出すということではなくて、これらの検討項目について、12時までぐらいまであと15分ほどですけれども、時間の許す限り議論なり意見をいただいて、その内容を整理して、次回の審議会で引き続き議論をするような形で進めたいと思っておりますので、審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤会長 ありがとうございます。

今、ご説明がありましたとおり、本日は余り時間ありませんけれども、もし思いつくようなことがありましたら、自由に発言していただきたいと思います。

○村尾副会長 ぜひ、これからこういうことも考えていただきたいということを私の方から述べたいと思います。

滝野の事後報告書のときに、いろいろな意見がありまして、そのときにいろいろ感じたわけですが、簡単に言ってしまうと、この事後報告というのは我々にとって一体どういうものであるかということに尽きるかと思うのです。先ほど、吉田委員がおっしゃったように、環境影響評価書が出た後、我々はどういうスタンスでその事業につき合っていくかということになると思うのです。

まず一つは、今までどおり、事後調査報告書が出たときに、科学的な立場にのっとって、それに対してきちんと意見を述べるというやり方もあろうかと思います。もう一つは、もう既に事業が実施されていますから、まずいことが起こったときに、どういうふうにやっていけばそれが最小限に済むだろうかという立場から、アドバイザーといいますか、市長への答申でも、今後は専門家の意見をよく聞いて、きちんと進めていってくださいというような答申を出しましたけれども、そういうふうなアドバイザー的なところで、報告書を受け取って、では、こういうふうにやっていったらどうだろうかという言い方をするかどうかというところが一つです。

それから、先ほどから出ていましたが、もし審議会が関与をするとすれば、そのときに追加調査や再調査を、私たちは、この間もありましたように、そういうものが必要だという意見が出るわけですが、そういうものをどう位置づけるか、先ほどからありましたように、私自身は、そういったものをもしするのであれば、条例の中でこうこうこういう項目については再調査があり得るということをきちっと述べておく必要であろうと考えています。

例えば、先ほどの4項目で言うと①で、騒音の予測で交通量がまるっきり違ってしまったというように、調査の前提が崩れる場合ですね。それから、調査を行うのだけれども、限られた調査しかできていないから、滝野で言うと、新たな貴重種が見つかった場合には再調査があり得ますということは、きちんと前もって条例に書かれておくか、あるいは、

一步譲っても、私たちが答申を書くときに、こういったことに関して事後調査をぜひやってほしいと。その場合、こういうものが見つかったら再調査が必要であるということをきちっと述べておかないと、報告書が返ってきてから、さあ、再調査というのはなかなか難しいということがございます。

それから、④の移植の話ですが、西川委員が意見を述べていたように、私たちはそれに対して評価ができるのだろうか、事後調査という時間が限られた中で評価ができるものなのだろうかという期間の問題があります。それから、うまくいかなかったときに、どうしても私たちは原因を求めたいわけです。例えば、非常に難しい種だったのだろうかとか、移す場所がなかなか見つからなくて、悪いところにやってしまったのだろうかとか、滝野であったような、台風のような外力が加わったのではないかと、そういうことを知りたいわけですが、その調査まで事業者を求めることは適切であるのかどうか、その辺のところを、今後、少し時間があるときに皆さんで考えていただければと思っています。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

関連しまして、審議会にああいう形で事後調査結果が報告されるわけですがけれども、恐らく、議論の対象範囲がだんだん狭まってくるんですね。この事業に関しては、騒音の問題があって、まずいことになりそうとか、植物に関してどうかとか、ですから、毎回、全体で議論するというよりは、専門部会といったものを構成して、そこで事業が進む過程においてもアドバイスを与えていくようなことができれば、実質的にはいいのだろうと思っているのです。それとこの審議会との関係はちょっとはつきりわかりませんが、そのあたりも今後議論していただければと思います。

ほかに、どなたかご意見はありませんでしょうか。

○遠井委員 先ほど、村尾副会長がおっしゃったように、手続をあらかじめきちっと決めておく必要があるというのは、私もそう思います。手続というのは、裁判であっても、どんなものであっても、どこかある時点で切ってしまうということが不可欠なので、切ってしまうところで、その後、蒸し返されるとなると、手続の正当性自体が緩んでくる可能性がありますので、これは必要だと思います。裁判の再審請求と同じで、前提が覆されたとか、非常に予想もつかない大きな問題が出たと、その場合にあらかじめ限定をしておくことは必要だと思います。

他方で、再調査というのは、軽減するためにどうするかということであれば、再調査でなくても、先ほど会長がおっしゃったような、もう少しインフォーマルな形での関与ということもあり得ると思うのですが、再調査の余地も残しておく必要があるとすれば、結局、実態的に許可の取り消しができない以上、一番最後のストッパーとしては再調査を命ずることができるというものがある必要があると思ったのです。つまり、そこで手続がないから、非常に甚大な被害が生じて、再び調査をしないとダメな場合が問題であって、それをやれとまでは言えなくても、それができる手続があるということが一つ抑止効果になって、非常に重大な場合に対するストッパーにはなるといいますので、現実の

軽減をどうやって柔軟にやっていくかということとは別に、再調査の余地もあるというのは一つ重要なという気がしました。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

ほかに、どなたかございませんでしょうか。

○吉田委員 なかなか難しい問題だと思いますけれども、アセスメントした後の事後評価について、我々は当初の環境保全の目標みたいのがあったわけで、それがちゃんと達成しているかどうかという目で見ると思うのです。ただ、事業者は、そういうことではなくて、こういうことをやったら、こういう結果になりましたということで、その辺の意識のずれがあるので、それを1回の手続だけで——それはやりとりというより一方通行だと思うのですが、それで終わらせられるかどうかということになると、ほかの代替手段か、制度上の事業者見解書を書くときのポイントみたいなところを言うか、そういった工夫が必要ではないかと思いました。

もう一つは、費用の問題です。どの程度かかっているのか、私は想像もできないのですが、例えば、ある一定の大きさのところで事業をやって、アセスメントを出してということは、そんなにたくさん出てくるわけではないので、性善説に立つと、一生懸命やっている企業と考えれば、それ全部を企業が負担するというよりは、最終的には市民にも戻ってくるので、また別なテーブルもあっていいのではないかと思います。ここで全部をやってしまうのではなくて、例えば、景観ですと、景観アドバイザー制度とかいろいろございますけれども、何らかのほかのチャンネルもあっていいのではないかと思います。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

いろいろ検討する事項がふえてまいりましたけれども、きょうは予定時間が迫っておりますので、一度、事務局の方で整理していただいて、引き続き、今後、議論を進めていきたいと思います。

それでは、この議題に関する本日の審議は終わりました、事務局にお返しいたします。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） ありがとうございました。

委員の皆様には、長時間にわたりまして、難しい課題についてご意見、ご質問等をいただき、まことにありがとうございました。

次回の審議会の日程でございますけれども、7月下旬から8月上旬を今考えておりますけれども、委員の皆様のご都合をお聞きして決めさせていただきたいと思っております。

審議いただく内容につきましては、今回の事後調査の続きと、配慮書、いわゆるSEAについての議論も始めたいと思っております。

それから、当初は6月ごろとお話をしておりました創世1.1.1区（さんく）などの大規模建築物の方法書につきましては、予定がずれていまして、秋ごろにずれ込む可能性が出てきております。方法書が提出された際には、審議会に諮問させていただき予定としております。その際には、ご審議のほどをよろしくお願いしたいと思っております。

4. 閉 会

○事務局（大江環境共生推進担当課長） それでは、これで今日の審議会を終了させていただきます。

長時間、大変ありがとうございました。

以 上